

2024年度 健康保険被扶養者調査(検認)について

1. 調査の目的

被扶養者資格の適法・公正な認定によって健保財政の健全性を高めることを目的として、健康保険組合の監督官庁であります関東信越厚生局の指導に基づいて実施します。
なお、本業務につきましては、「株式会社法研」に委託しておりますので、各種のお問合せに関しましては、下記連絡先までお願いいたします。

2. 調査対象者 令和6年6月30日現在扶養認定されている方

(高校生以下の方は対象外です。令和6年4月1日現在18歳未満)

3. 実施方法

別途郵送する「健康保険被扶養者資格確認調査書」の所定の箇所にご記入・ご捺印の上、必要な証明書類等と一緒に配布時に同封する返送用封筒に入れて「株式会社法研・コールセンター※」に直接ご返送下さい。

※本年も昨年と同様に本調査業務を株式会社法研(以下、法研)に委託して実施いたします。

送付	調査対象者	返信
健康保険組合	調査書記入・必要資料添付	法研コールセンター

認定対象者の年間収入の限度額については昨年度と同様に以下の通りです。

60歳未満:130万円未満	60歳以上:180万円未満	障害者の方:180万円未満
---------------	---------------	---------------

※被扶養者の方が自営業を営まれている場合、収入から控除できる経費は原則、原材料費や仕入費等の直接的な経費のみであり、税法上で認められる事業所得を計算するための必要経費とは異なりますのでご注意ください。

【スケジュール】

健保からの郵送物発送(ご案内文、調査書、他)	9月中旬頃にご自宅宛に郵送します
法研コールセンターへの提出	郵送するご案内文に明記した期日(10月18日)迄に届くよう同封の返送用封筒にて調査書と書類をご提出(返送)下さい

以上、ご多忙の折にお手数をおかけすることになりますが何卒よろしくお願い申し上げます。

被扶養者調査に関するお問い合わせ窓口

ポーラ・オルビスグループ健康保険組合 被扶養者資格確認調査専用 法研コールセンター
0120-236160(通話料無料) 9:00~17:00(土日祝日除く)